

## 限定承認による相続

**Q** : 父が亡くなりました。父は生前に事業に失敗して多額の負債を抱えていました。

このような場合、相続放棄のほかに限定承認という制度があると聞きましたが、どのような制度でしょうか。

**A** : 被相続人の財産も債務も引き継ぐものの、その債務は相続によって得た財産の範囲内でのみ支払う責任を負い、相続人固有の財産で支払う責任は負わないというものです。

### 【解説】

相続放棄は、被相続人の財産も負債も一切引き継がない手続きです。しかし、被相続人が生前事業を営んでいて今現在は多額の負債を抱えているものの、事業を承継すれば将来十分返済の見込みがあると考えられるような場合には、限定承認という制度があります。

限定承認とは、相続人全員が相続によって取得した財産を限度として被相続人の債務及び遺贈の義務を負担するという制度です。

手続きは、相続開始を知った時から3か月以内に被相続人の最後の住所地の家庭裁判所へ「相続の限定承認の申述審判申立書」を提出して行います。しかし、相続人が複数いる場合、限定承認は相続人全員でなければ申述できません。つまり、共同相続人となる者のうちに1人でも反対する者がいれば、限定承認できないこととなります。

また、限定承認をすると、相続開始時に、相続財産を時価（通常の市場価額）で譲渡したものと、被相続人に譲渡所得税が課されます。

